水産養殖業用設備	五
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
石油又は天然ガス鉱業用設備	
坑井設備	三
掘さく設備	六
その他の設備	一二
その他の設備	六
総合工事業用設備	六
電気業用設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
ガス業用設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
熱供給業用設備	一七
水道業用設備	一八
通信業用設備	九
放送業用設備	六
映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
鉄道業用設備	
自動改札装置	一二 五
その他の設備	一二
道路貨物運送業用設備	一二
倉庫業用設備	一二
運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	一三 八
その他の設備	
飲食料品小売業用設備	九
その他の小売業用設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	
計量証明業用設備	一四 八
その他の設備	
宿泊業用設備	一〇
飲食店業用設備	八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
その他の生活関連サービス業用設備	六
娯楽業用設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
自動車整備業用設備	一五
その他のサービス業用設備	一二
汚水、坑水、廃水又は廃液の処理用のもの	五
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
ソフトウエア	
複写して販売するための原本	
その他のもの	三 五
生物	
牛	六
繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	四
役肉用牛	四
乳用牛	六
種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	六
その他用	四
馬	
繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	六